

令和8年度

第1回鈴鹿市地域ケア推進会議

(鈴鹿市高齢者施策推進協議会)

資料

令和8年6月 18 日

鈴鹿市長寿社会課

○鈴鹿市高齢者施策推進協議会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、鈴鹿市附属機関の設置等に関する条例（平成27年鈴鹿市条例第18号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、鈴鹿市高齢者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（担当事務の細目）

第2条 条例第2条第2項に規定する担当事務の細目は、次のとおりとする。

- （1） 必要な支援を受けることが困難な高齢者の個別課題の解決に関すること。
- （2） 高齢者施策に係る地域課題の明確化に関すること。
- （3） 地域の関係機関の連絡及び調整に関すること。
- （4） 地域のネットワークの形成及び社会資源等の開発に関すること。
- （5） 地域包括ケアシステムの構築に向けた政策形成に関すること。
- （6） 介護予防及び生活支援サービスの調整に関すること。
- （7） 鈴鹿市高齢者計画作成のための、基本的方向に関すること。
- （8） 鈴鹿市高齢者計画の進捗管理に関すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（委員の選任基準）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 医療、福祉及び保健関係者
- （3） 関係行政機関の職員
- （4） 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（推進会議及び委員会）

第4条 協議会に鈴鹿市地域ケア推進会議（以下「推進会議」という。）及び鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 推進会議は第2条各号に掲げる協議会の担当事務の細目のうち同条第1号から第6号まで及び第9号の事項について調査審議するものとし、委員会は当該担当事務の細目のうち同条第7号から第9号までの事項について調査審議するものとする。

3 推進会議及び委員会に属する委員は、市長が指名する。

4 推進会議の委員は30人以内、委員会の委員は12人以内とする。

第5条 推進会議に議長を置き、協議会の会長がこれを務める。

2 議長は、推進会議の事務を掌理する。

3 議長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

4 条例第7条の規定は、推進会議の運営に準用する。

5 前各項の規定は、委員会について準用する。この場合において、前各項の規定中「推進会議」とあるのは「委員会」と、第1項、第2項及び第3項中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

鈴鹿市地域ケア推進会議(鈴鹿市高齢者施策推進協議会) 委員名簿(敬称略)

◆委員名簿

構成区分	氏名	団体名
学識経験者	サイトウ シンジ 齊藤 晋治	学校法人鈴鹿医療科学大学
学識経験者	ツジカワ マユミ 辻川 真弓	学校法人鈴鹿医療科学大学
医療関係者	フジタ ヒロヤ 藤田 浩弥	一般社団法人 鈴鹿市医師会
医療関係者	ハヤシ リュウイチロウ 林 竜一郎	一般社団法人 鈴鹿歯科医師会
医療関係者	オカダ ケイジ 岡田 圭二	一般社団法人 鈴鹿亀山薬剤師会
医療関係者	マエガワ ワコ 前川 和子	特定非営利活動法人 三重県歯科衛生士会鈴鹿亀山支部
医療関係者	ミヤザキ タカヨシ 宮崎 高佳	鈴鹿亀山訪問リハビリテーション連絡協議会
医療関係者	イソムラ クミ 磯村 久美	鈴鹿市病院部会
保健福祉関係者	ハセガワ トモコ 長谷川 友子	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会
保健福祉関係者	テラダ タカシ 寺田 隆	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会
保健福祉関係者	ヤマダ トモミ 山田 智美	鈴亀地区老人福祉施設協会
保健福祉関係者	イトウ トシカズ 伊藤 壽一	鈴鹿市老人クラブ連合会
保健福祉関係者	ヨシムラ タカシ 吉村 貴	三重県介護支援専門員協会鈴亀支部
保健福祉関係者	ヒキタ アサミ 疋田 麻美	鈴鹿市訪問看護部会
保健福祉関係者	ナカハラ さおり 中原 さおり	機能強化型認定栄養ケア・ステーション鈴鹿
保健福祉関係者	フルカワ マコト 古川 慎	鈴鹿市デイサービス事業所連絡協議会
保健福祉関係者	タマダ コウイチ 玉田 浩一	一般社団法人 三重県地域密着型サービス協議会
保健福祉関係者	イイダ アツコ 飯田 敦子	鈴鹿市ヘルパー連絡協議会
関係行政機関の職員	チュウジョウ ヒロシ 中条 裕	鈴鹿亀山地区広域連合
市民	オオタ ケイコ 太田 恵子	市民公募委員
市民	フルイチ タケノリ 古市 丈法	市民公募委員

令和7年度地域ケア圏域会議一覧

担当包括	開催日	テーマ	今後の課題
第1包括	12月17日	災害時における連携等①	有事の際の連携・個人情報の取扱いにおける運用方法、医療度の高い方の避難状況の把握方法、福祉関係者と民生委員の関係作り
	2月18日	災害時における連携等②	地域住民の地形に対する危機意識の希薄さ、高齢化による老々救助問題、福祉関係者と民生委員の関係作り
第2包括	7月24日	身寄りのない高齢者(事例検討会) ケアマネジャーの無権代理・シャドーワーク	ケアマネジャーのシャドーワーク問題(解決可能な仕組み作り)
	3月26日	地域における、今とこの先に医療の問題～予防から最期まで、地域完結型の医療について考える～	高齢者の移動手段と交通費の捻出問題、高齢化による担い手不足、訪問診療・在宅医療へつなぐ難しさ
第3包括	8月22日	鈴鹿第3圏域における災害時の地域連携について①	個人情報の管理・運用方法の仕組み作りと周知
	2月19日	鈴鹿第3圏域における災害時の地域連携について②	避難所・仮設住宅における支援体制の構築
第4包括	9月25日	高齢者の移動手段について	移動手段の未確保による負の連鎖、ボランティアの担い手不足、支援者側のリスク、ケアマネジャーのシャドーワーク問題
	3月26日	高齢者の見守り体制の確保と相談機能の維持	民生委員の負担軽減と不在地域へのフォロー、地域の繋がり希薄化が進む社会での見守り体制の維持
第5包括	8月28日	玉桜地区における防災対策について②～関係機関の連携方法を検討する～	避難所での旗振り役、避難訓練や訓練マニュアルの地域差、防災に関心がない層への周知啓発
	3月12日	玉桜地区における防災対策について③～避難訓練マニュアル作成における課題検討～	オリーブボックスの周知、有事の際の役割分担(共助)、地域住民へ災害時の備えを周知啓発
第6包括	8月29日	高齢者の移動手段について	地域の助け合い活動におけるリスク(車両や車両保険)と事業の周知啓発不足、エリアによる実施の有無
	3月13日	認知症高齢者が住み慣れた地域で過ごすために	近所付き合いの希薄さと病気への理解、早期発見・早期治療に繋げる、認知症高齢者等安心見守りシール対象者条件の緩和
第7包括	11月28日	地域における孤立・孤独の課題について	複合的課題を抱える高齢者の増加、支援拒否により制度に繋がらない、近隣との希薄化
	3月21日	民生委員の機能及び不在地区への対応について	高齢化にて担い手不足による欠員の増加
第8包括	2月19日	災害時の避難場所・危険な場所の把握と情報共有	地形による圏域内危険個所の把握、自治会との連携方法

ごみ戸別収集(ふれあい収集)に関する報告

1. 背景(高齢化と生活課題)

本市では高齢化の進展に伴い、独居や高齢者のみ世帯が増加している。それに伴い、日常生活を維持するうえでの様々な課題が顕在化している。

その中でも「ごみ出し」は、継続的に指摘されている生活課題の一つであり、在宅生活の継続に直接影響する重要な要素となっている。

2. 制度検討の経緯(時系列・年度整理)

本制度の検討経緯は以下のとおりである。

- ・ 令和4年度
地域ケア会議において、ごみ出し困難事例が散発的に報告される
- ・ 令和5年度(前半)
類似事例の蓄積により、共通課題として整理される
- ・ 令和5年度(後半)
市全体の課題として位置づけ、公助による対応の必要性を共有
- ・ 令和6年度
市長に対し鈴鹿市高齢者施策推進協議会から意見書を提出(別紙)
→庁内検討を開始し、制度設計(対象・方法等)を具体化していく

(1)地域ケア会議での論点整理

令和5年度の地域ケア推進会議において、課題の要因や対応可能性について具体的な検討が行われ、以下の点が明確となった。

①介護保険サービスでは対応困難

訪問介護等の既存サービスでは、ごみ出し支援は制度上の制約があり、十分な対応が困難である。

また、実務面においても、ごみ収集は朝の限られた時間帯に集中するため、ヘルパーが複数の利用者のごみ出しを一斉に対応することには限界がある。

②衛生面・運用面での課題

現在のステーション方式において、ヘルパーが利用者のごみを自らの車両に積載し、集積所まで運搬するケースが想定されるが、このような対応は、車内の衛生管理や臭気の問題など、サービス提供上の衛生面の課題がある。

③共助(地域・家族)の限界

令和5年度の議論において、従来の地域や家族による支援についても検討が行われたが、担い手不足や関係性の希薄化により、継続的な支援には限界があることが確認された。

④制度の狭間にある課題

以上を踏まえ、ごみ出しの問題は既存制度では対応しきれない、いわゆる「制度の狭間にある生活課題」として整理された。

(2)地域ケア会議での議論

こうした議論の積み重ねを経て、令和5年度第2回地域ケア推進会議において、本課題は個別課題ではなく地域全体の課題であり、共助中心の対応には限界があること、そのため、公助として制度的に対応すべきであるとの認識が共有された。

その結果、令和6年度に意見書(別紙)が提出され、施策化に向けた検討が本格化することとなった。

3. ふれあい収集の始動(別冊資料)

令和8年4月 関係者への周知、申込受付開始

要件審査、現地調査、ルート設計

令和8年6月 広報すずかにて再周知

令和8年7月～ 戸別収集の開始(以降は受付分から随時開始)

鈴鹿市長 末松 則子 様

意見書

高齢者のごみ出し問題について、本書のとおり意見書を提出します。

1 鈴鹿市の現状と課題

鈴鹿市においても、高齢化の進展により、単独世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。

自身でのごみの分別や集積所まで運ぶことが難しくなり、家の中にゴミがあふれて不衛生な環境になることや、無理なゴミ出しを続けることで怪我をするなどのリスクも高くなります。

このような個々のごみ出しの困難さを地域の課題として捉え、支え合いの仕組みづくりにつなげている地域もありますが、地域ごとに取組が行われるため、市内全域で実施されていないのが現状であり、また、実施されている地域でも担い手不足が課題となっています。

一方、要介護認定を受けた方については、介護保険制度における訪問介護サービスの生活援助によるごみ出し支援を受けることができますが、ごみ出し支援が朝の8時前に集中するため、限られた介護人材で同一時間帯のごみ出し支援に対応することが困難となっています。

2 課題解決に向けた考え方

超高齢社会に対応したごみ出し支援として、「公助」によりごみ収集の方法を検討することと、自身で行う「自助」、地域の支え合いによる「互助」、介護保険サービス等を利用する「共助」を組み合わせる総合的に進めていくことを念頭に、市行政及び関係機関、生活援助を提供する事業者、地域住民等が協働で取り組むことが重要です。

3 実現のための取組

支援や介護が必要な高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で日常生活を継続するため、ごみ出しに係る課題について、次のとおり取組を進めていただきますようお願いします。

- (1) ごみ出しに関して少しの助けを必要とする高齢者等を支援するため、住民の支え合いの意識の醸成や、担い手の育成、支え合い活動に取り組むための環境整備に取り組み、地域住民主体の支え合いによるごみ出し支援の仕組みの構築を促して、持続可能な地域づくりを推進すること。
- (2) 介護が必要な在宅の高齢者等を支援するため、家庭ごみの戸別収集等の制度を構築すること。

以上 意見書を提出します。

令和6年9月19日

鈴鹿市高齢者施策推進協議会 会長 藤原 芳朗

身寄りのない高齢者への支援に関する報告

1 背景・問題認識(令和 3 年度頃～)

近年、単身高齢者の増加や家族関係の希薄化に伴い、いわゆる「身寄りのない高齢者」への支援が全国的な課題となっている。

本市においても、地域ケア推進会議等の議論の中で、以下の課題が顕在化した。

- ・ 入院・入所時における身元保証人の不在
- ・ 医療同意の担い手が不明確
- ・ 金銭管理や契約手続きの支援不足
- ・ 死後事務(葬儀・納骨等)の対応困難

これらを踏まえ、令和 4 年 1 月、市長に対し鈴鹿市高齢者施策推進協議会から意見書が提出された。(別紙)

2 ガイドライン整備(令和 4～6 年度)

課題への対応として、多職種(医療・介護・福祉・行政等)による検討組織を設置し、その成果として、令和 6 年度に「身元保証がない方の入院・入所に関するガイドライン」を策定した。

3 検討過程で明らかになった主な課題

ガイドライン策定や事例検討を通じ、次のような構造的課題が整理された。

(1)制度面の課題

- ・ 成年後見制度の利用開始までに時間を要する
- ・ 医療同意を家族以外が担うことの法的・実務的な整理が不十分
- ・ 身元保証人不在により入院・入所が制限される場合がある

(2)支援の狭間の問題

- ・ 認知機能が保たれている高齢者への制度的支援が不十分

(3)民間サービスに関する課題

- ・ 身元保証会社の質や契約内容にばらつき
- ・ 費用負担が大きく、利用に格差が生じる

4 国の動向

(1)社会福祉法の改正案(別冊資料)

- ・身寄りのない高齢者の日常生活支援、入院・入所支援、死後事務支援について、第 2 種社会福祉事業として位置付ける。
- ・資力の要件に該当する者については、無料又は定額

(2)身寄りのない高齢者等々の課題に関する対応するための取組(別冊資料)

- ・都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会に対する補助
- ・安否確認等のための定期的な見守りを行うとともに、入院・入所支援、死後事務支援のいずれか又は両方の支援を行う。

5 本市の現在の取組

本市においては、これまでの検討を踏まえ、以下の取組を進める。

(1)終活情報登録事業の開始

令和 8 年度中に、終活情報登録事業を開始する。

【目的】 本人の意思や希望を事前に整理・可視化することで、もしもの時に
対応

【想定している登録内容】 氏名・住所・生年月日・緊急連絡先・かかりつけ医
療機関等

(2)支援体制の整備(並行実施)

- ・ 将来的には終活相談を含めた相談窓口の開設
- ・ 民間事業者との適切な連携

令和4年1月20日

鈴鹿市長 末松則子 様

鈴鹿市高齢者施策推進協議会 会長 菅原秀次

意見書

身寄りのない高齢者の身元保証と金銭管理について

1 本市の現状・課題

入院及び入所する際に病院及び介護施設等から身元保証を求められた場合、それを頼める親族がいないという高齢者が市内全域で増加しており、身元保証人がいないことを理由に入院等を断られるという事例が出てきています。

また、身寄りのない高齢者が入院等する場合、必要物品の調達等の生活援助、金銭管理のほか、本人以外からの医療行為の同意について、ケアマネジャー及び医療ソーシャルワーカー等が、病院・施設側から求められてやむを得ず受け入れるなど、多くの現場で対応に苦慮しています。

中でも医療行為の同意については、意思決定や判断能力がない高齢者について、本人がどんな医療等を望んでいるかを確認できないことから、病院側が形骸的に第三者への負担を求めている現状があります。

2 課題解決に向けた方向性

認知症高齢者等の判断能力が不十分な方については、公的な支援制度として日常生活自立支援事業と成年後見制度がありますが、マンパワー不足があり、支援が始まるまでにかなりの時間がかかっているため支援体制を強化する必要があります。

また、これらの公的支援制度では身元保証を行う権限がないため、病院等が身元保証人に求める「支払いの保証」、「遺体の引き取り」、「医療行為の同意」について、対応できるよう医療機関、介護施設及び多職種の関係者が基本的事項を話し合う必要があります。

さらに、高齢者が元気なうちに医療等について考える機会を作り、関係者で共有することが重要です。

3 実現のための取組

高齢者及び高齢者に関わる方が安心して暮らすことができる鈴鹿市を目指すために、次のとおり取組を進めていただきますようお願いします。

- (1) 日常生活自立支援事業の推進及び成年後見制度の利用促進を図るため、中核機関を中心とした権利擁護体制を強化すること。
- (2) 身元保証がない方の入院・入所に係るガイドラインを作成し、その周知啓発に努めること。

なお、ガイドライン作成にあたっては、本協議会及び鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議と連携し、多職種、病院、施設間の調整を行いながら進めること。

- (3) エンディングノートの活用やACPの周知啓発等、終活支援を推進すること。

第11次鈴鹿市高齢者福祉計画 策定スケジュール概要

時 期	内 容
令和7年 11月	行政経営会議（第11次鈴鹿市高齢者福祉計画）
12月～1月	在宅介護実態調査（介護保険事業計画アンケート調査） ※鈴鹿亀山地区広域連合が実施
令和8年 6月	鈴鹿市高齢者施策推進協議会に説明 （現行計画の検証等）
6～9月	鈴鹿市高齢者福祉計画検討委員会（素案作成）（庁内委員会）
	鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会（協議）
10月	鈴鹿市高齢者施策推進協議会（素案説明）
	行政経営会議（素案審議）
11月	正副議長説明、市議会（素案説明、協議）
12月～1月	パブリックコメント実施
令和9年 2月	鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会で最終案を協議
	鈴鹿市高齢者施策推進協議会へ報告
	行政経営会議（計画案審議）
3月	公表